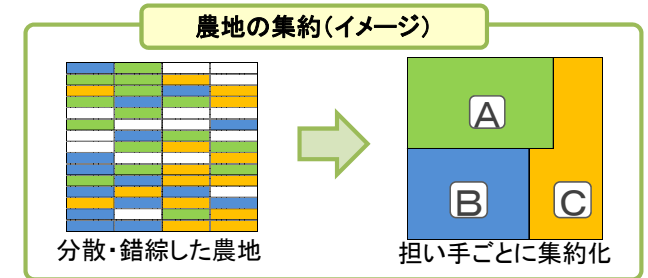


【目標】 ≪KPI≫ 「今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用される(現状5割)。」

【実績】 「担い手の利用面積のシェア:平成26年度末 50.3%(昨年度末 48.7%)」

○ 担い手の利用面積(ストック)のシェアは、平成12年度の27.8%から平成22年度の48.1%に上昇した後、ここ数年間停滞していたが、平成26年度には再び上昇に転じ、50.3%。(担い手の利用面積としては、約6万haの増加。) 担い手への農地集積・集約化へ再び動き出した。

○ 農地中間管理機構の平成26年度(初年度)の実績は、平成27年3月末までに機構が借り入れた面積は2万9千ha、同日までに転貸した面積は2万4千ha。
 この他、機構が買い入れた面積は7千ha、売り渡した面積は7千ha。
 したがって、貸借・売買合わせて機構に権利移転した面積は3万6千ha、機構からの権利移転は3万1千ha。
旧農地保有合理化法人時代の実績(貸借で2~3千ha、売買を含めて8~11千ha)
と比べると、貸借だけで約10倍、売買を含めたトータルでは約3倍に拡大。



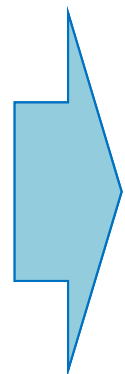
○ KPIを達成するためには、早期に機構を軌道に乗せ、実績を大幅に拡大することが必要。

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26
担い手の利用面積(千ha)	1,343	1,806	2,207	2,185	2,220	2,208	2,271 (27年3月末)
集積率 (%)	27.8%	38.5%	48.1%	47.9%	48.8%	48.7%	50.3% (27年3月末)

	H12	H17	H22	H23	H24	H25	農地中間管理機構(27年3月末)		
農地保有合理化法人による移動面積(売買中心)(千ha)	11	10	8	8	9	10	農地中間管理事業	売買事業	計
()は、貸付分で内数	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)	(3)	借入 29	買入 7	36
							転貸 24	売渡 7	31

【課題】

- 農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっておらず、地域農業のデベロッパーとしての自覚が十分でなく、またそれにふさわしい役職員等の体制になっていないところが多い。
 - 機構役員の多くは、県庁OBやJA関係者。企業経営者や農業法人経営者は1割のみ。
 - 現地で農地集積のコーディネートをを行う担当者の質・量も不十分。
- 人・農地プラン(市町村が作成)など、地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話合いが進んでいないところが多い。
- 農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない。



【機構を軌道にのせるための方策】

- 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める。
 - 各都道府県の機構ごとの実績をランク付けとともに毎年度公表。
 - 実績を上げた都道府県に対して、各般の施策について配慮する仕組みを検討。
 - 役員体制の再構築を求め、現地で農地集積のコーディネートをを行う担当者の質・量の確保。
 - 農地中間管理機構等に改善状況を報告してもらい、必要があれば一層の改善を要請。
- 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。
 - 市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請。
 - 市町村の人・農地の状況を、都道府県が調査の上、毎年度公表。
- 農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付のインセンティブを強化する。
 - 農地中間管理機構への貸付け等を通じて、遊休農地の解消や農地利用の効率化等を図るため、農地保有に係る課税の強化、軽減等によるインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについて政府全体で検討。